

# 都城盆地 土地改良区だより

第15号

令和6年1月発行

都城盆地土地改良区

TEL:(0986)45-6695

完成



県営安久地区1号水管橋

着手前



当土地改良区が管理する施設の一つで、都城市安久町に所在する造成から20年以上経過した水管橋です。

塗装の耐用年数を超過し、塗装剥離や発錆が進行していたため再塗装を行いました。今年度は2箇所のみ再塗装を行いましたが、今後も計画的な施設管理を推進し、長寿命化を図ってまいります。

## 目次

- |             |         |           |       |
|-------------|---------|-----------|-------|
| ○理事長あいさつ    | ・・・P1   | ○土地改良施設   |       |
| ○第16回通常総代会  | ・・・P2   | 定期診断について  | ・・・P5 |
| ○財務状況の公表    | ・・・P2～3 | ○県営管本管の   |       |
| ○賦課金について    | ・・・P3   | 漏水について    | ・・・P5 |
| ○給水スタンドについて | ・・・P4   | ○県営事業について | ・・・P6 |
| ○給水栓の管理について | ・・・P4   | ○組合員の皆さまへ | ・・・P7 |



## 組合員の皆様へ

都城盆地土地改良区  
理事長 島田 孝一

新春の候、組合員の皆さまにはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より当土地改良区の運営に格段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、ロシアによるウクライナ侵攻やイスラエル・ガザ衝突などにより肥料、飼料や資材等が高騰、併せてエネルギー価格が上昇し、農業にも多大な影響を与え大変厳しい状況となりました。一刻も早く終結し、安定した農業経営が図られることを願っております。

一方、新型コロナウイルス感染症は減少傾向となり、第16回通常総代会は3年ぶりに一堂に会して開催し、令和5年度事業計画及び収支予算など提案しました全議案が承認されました。

現在、当土地改良区は、国の事業である基幹水利施設管理事業及び水利施設管理強化事業に取り組み、造成された施設（ダム、頭首工、水路等）の適正な維持管理に努めるとともに、作物の生産性向上を図るために、農家の要望に応じて土層改良事業を活用した支援を行っております。

また、これからも畑地かんがい用水を利用した営農の展開と担い手の確保に繋がる取り組みをより一層支え、土地改良区設立当初のスローガンである「畑かん営農で儲かる農業の実現」を役職員一丸となって目指してまいります。

最後になりますが、国は、土地改良区長期計画において、すべての土地改良区を対象に女性理事の占める割合を10%とする目標を設定しました。当土地改良区におきましても、検討していくこととなりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

# 第16回通常総代会

令和5年3月24日(金)午後1時30分より、都城市高城生涯学習センターにおいて、総代現在員数74名(定数75名)中68名の出席と書面議決を得て都城盆地土地改良区第16回通常総代会を開催しました。

島田理事長による挨拶に続いて、上田泰士北諸県農林振興局長並びに山下健一都城農業協同組合営農企画室室長より祝辞を賜り、長友総代(第1区都城市)が議長の座に就き、提出された9議案について慎重に審議され、すべて原案のとおり可決されました。



## 議決事項

- 第1号 令和3年度決算関係書類について(監査報告)
- 第2号 令和5年度事業計画について
- 第3号 令和5年度賦課金及び徴収方法について
- 第4号 令和5年度役員報酬について
- 第5号 令和5年度一時借入金の最高限度額及び借入先並びに金銭預入先金融機関について
- 第6号 令和5年度農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金の借入及び償還方法について
- 第7号 令和5年度収支予算について
- 第8号 定款の一部改正について
- 第9号 役員候補欠選任について

## 財務状況の公表

### 令和3年度収支決算

#### ■一般会計収支決算

(単位：円)

収入の部			支出の部		
科目	決算額	付記	科目	決算額	付記
1 土地改良事業収入	5,050,750	経常賦課金・特別賦課金	1 土地改良事業費支出	65,415,807	維持管理費・受託業務費
2 附帯事業収入	1,725,260	他目的使用料	2 一般管理費支出	10,520,051	運営事務費
3 基本財産運用収入	169	基本財産利息	3 借入金返済支出	0	
4 特定資産運用収入	179	特定資産利息	4 支払利息	0	
5 補助金等収入	65,173,000	管理体制整備事業補助金・施設管理事業負担金	5 固定資産取得支出	167,640	器具備品
6 業務委託料収入	1,857,570	基幹水利施設管理事業・流量調査業務	6 補償金預り金支出	0	
7 雑収入	1,133,162	その他雑収入	7 基本財産積立支出	0	
8 借入金収入	0		8 特定資産積立支出	3,845,000	特定資産積立
9 基本財産取崩収入	5,000,000	事業積立金取崩収入	9 予備費	0	
10 特定資産取崩収入	0				
11 固定資産売却収入	0				
12 補償金預り金収入	0				
13 他会計繰入金	0				
14 繰越金	83,034	前年度繰越金			
計	80,023,124		計	79,948,498	

※差引残高 74,626円(令和4年度一般会計へ繰越)

# 財務状況の公表

## 令和5年度収支予算

### ■一般会計収支予算

(単位：円)

収入の部			支出の部		
科目	予算額	付記	科目	予算額	付記
1 土地改良事業収入	6,101,000	経常賦課金・特別賦課金・転用決済金	1 土地改良事業費支出	66,493,000	維持管理費・受託業務費
2 附帯事業収入	2,844,000	他目的使用料	2 一般管理費支出	14,098,000	運営事務費
3 基本財産運用収入	1,000	基本財産利息	3 土地改良事業負担金支出	18,000,000	畑地帯総合整備事業(高才第3地区)
4 特定資産運用収入	1,000	特定資産利息	4 借入金返済支出	2,000	
5 補助金等収入	63,712,000	管理強化事業補助金・施設管理事業負担金	5 支払利息	5,000	
6 業務受託料収入	10,540,000	基幹水利施設管理事業・土層改良	6 固定資産取得支出	1,000	
7 雑収入	151,000	受取利息・過年度収入・過怠金収入	7 補償金預り金支出	1,000	
8 借入金収入	18,001,000	畑地帯総合整備事業(高才第3地区)	8 基本財産積立支出	2,000	
9 基本財産取崩収入	2,000		9 特定資産積立支出	2,555,000	職員退職給付引当積立資産
10 特定資産取崩収入	1,000		10 予備費	200,000	
11 固定資産売却収入	1,000				
12 補償金預り金収入	1,000				
13 繰越金	1,000	前年度繰越金			
計	101,357,000		計	101,357,000	

## 賦課金について

※賦課金は期限内に納付しましょう！！

賦課基準			備考	
種別	10aあたり年間			
普通畑	2,500 円		水利用者に賦課	
ハウス	加温機有	21,000 円		
	加温機無	12,000 円		
雨よけハウス・露地育苗		6,000 円		かんしょ苗含む。
茶	防霜有	11,000 円		
	防霜無	6,000 円		

★賦課金の納付に便利な口座振替をご利用ください★

- ・賦課金を支払いに行く手間・支払い忘れがなくなります。
- ・口座振替をご利用頂ければ手数料はかかりません。  
(※振込の場合は手数料が自己負担となります。)

◎口座振替が可能な金融機関  
 ・JA都城  
 ・宮崎銀行  
 ・その他の金融機関については  
 事務局へお問い合わせ下さい。

【口座振替について、ご不明な点がございましたら当土地改良区までお問合せください。】

## 給水スタンドについて

種別		金額	備考	
コイン式 (1枚当り)	大コイン	100円	500ℓ 自動給水	地区内に11箇所設置しており、 コインは土地改良区事務所 で販売しています。 ※初回販売時に組合員資格を 確認させていただきます。
	小コイン	50円	250ℓ 自動給水	
鍵式 (年間)	個人	3,000円	バルブ手動操作	下記3箇所に設置しており、 利用には <b>申込みが必要</b> です。 ・森田原(野々美谷町) ・宮ノ原(三股町樺山) ・牧原(高城町大井手)
	法人	30,000円		

組合員以外は使用できません

### ●給水スタンドをご利用の皆様へ

○組合員の方のみ給水スタンドの利用ができます。

- ・共同利用施設ですので、使用者が責任を持って後片付けを行ってください。
- ・かん水や防除などの用水としてお使いください。  
(※生活用水等への使用はできません。)
- ・薬剤を投入する場合は、給水スタンドのホースを抜いてから投入してください。  
また、ホースを使って薬剤を混ぜないようにしてください。
- ・鍵式給水スタンドは、申込者以外の不正利用を防ぐため、使用後は**必ず施錠**をしてください。
- ・コイン式給水スタンドについて、汚れたコインは投入口詰まりの原因となりますので、きれいに汚れを落としてからご使用ください。



## 給水栓の管理について

### ★給水栓の適切な利用・管理をお願いします！

- ・給水栓の開閉はゆっくり行ってください。  
水を出す → 反時計回り 水を止める → 時計回り
- ・全閉にしても水が止まらない場合は、小石等の異物の噛み込みが考えられますので、2~3度バルブを開閉して洗い流してみてください。  
(※それでも止まらない場合はご連絡ください。)
- ・使用しない時は必ずバルブをしっかりと閉め、給水マスの蓋をかぶせてください
- ・トラクター等のひっかけによる漏水事故(給水栓破損)が度々起きています。  
(※この場合、全額個人負担での復旧となります。)

修理をするまでの間、同じパイプライン上の畑では水利用ができなくなり迷惑をかけることとなります。

このような事故を防ぐためにも、給水栓の位置が分かるように目印となる棒を立てる等の工夫をしていただくようご協力をお願いします。



給水栓破損による漏水

【漏水が発生した際は、個人で復旧・修理する場合でも必ず当土地改良区へ連絡をお願いします。】

## 土地改良施設定期診断について

令和5年9月に宮崎県土地改良事業団体連合会による土地改良施設10箇所の管理指導及び定期診断が行われました。経年劣化による軽微な補修が必要な施設もありましたが、大きな機能の低下等もなく現状の維持管理を続けてほしいとのことでした。

今後も安定的な用水供給のため、適切な施設の維持管理に努めてまいります。

ポンプ設備点検



電気設備点検



## 県営管本管の漏水について

令和5年9月に高崎地区で県営管の本管（φ300mm）から漏水が発生しました。影響水路内に水利用者がいたため地元業者の協力を得て緊急で修繕を行い、翌日には通水することができました。

このような突発的な漏水により復旧するまでの間、数日にわたる断水も考えられますので、**断水時における水の確保方法の検討**をお願いします。



緊急  
修繕



修繕完了!

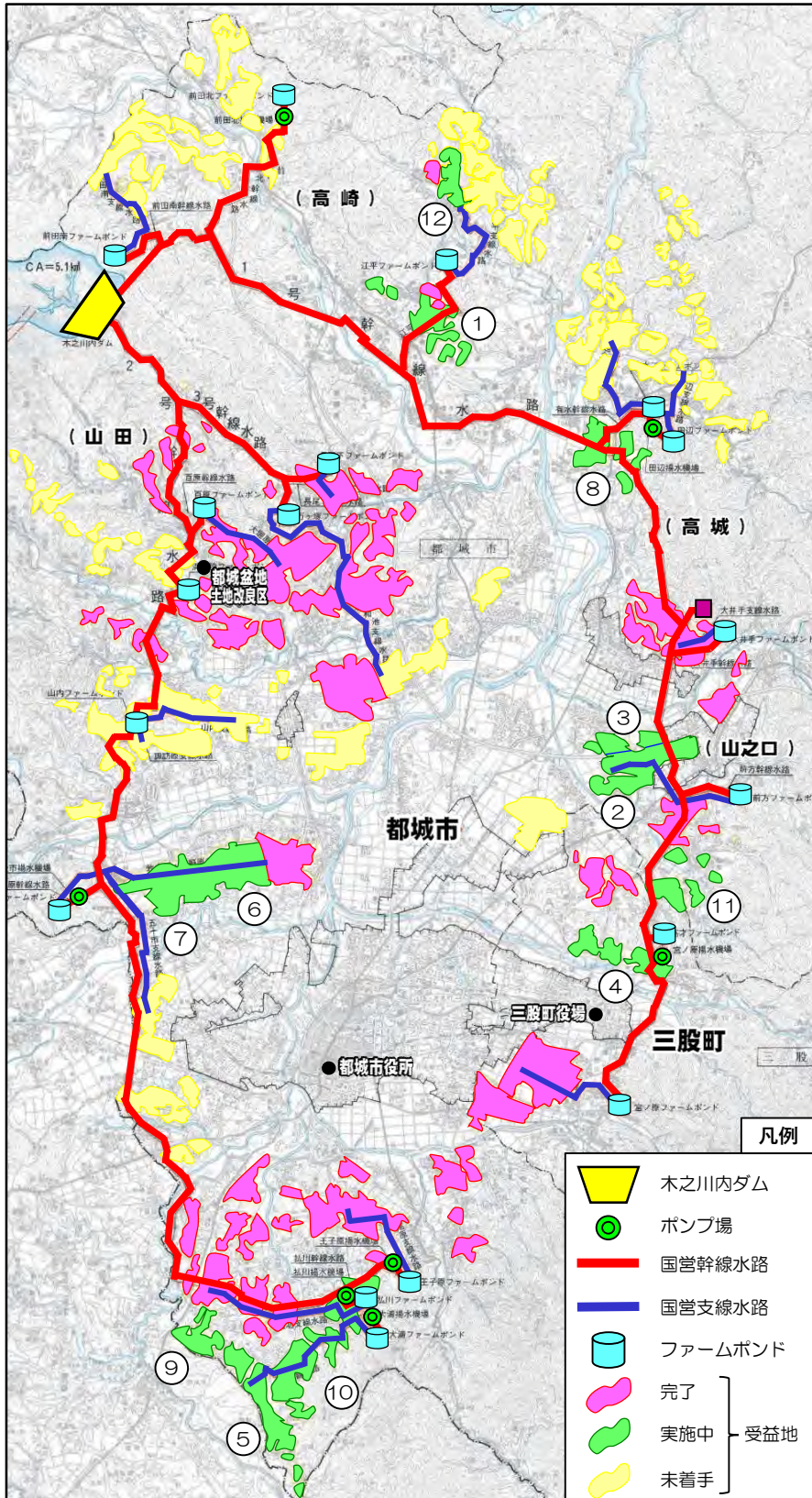


# 県営事業について

県営事業完了地区・実施地区は下記のとおりです。事業実施期間中であれば、給水栓を自己負担無しで設置することができ、散水器具を18.3%の負担額で導入することができます。散水器具の導入をご検討の方へは一定の条件で無料の貸出も行っています。  
 ※散水器具の種類及び予算の都合により、ご希望に沿えない場合もあります。また、申し込みには期限がございますので早めにご相談ください。

● 連絡先：都城市役所 本庁舎4階 農産園芸課 畑かん営農推進担当（0986）23-2425

○都城盆地地区概要図



○事業実施地区

番号	地区名	主な所在地	完了年度(予定)
①	縄瀬地区	都城市高崎町	R 5
②	前方第4-1期地区	都城市山之口町・高城町	R 5
③	前方第4-2期地区	都城市山之口町・高城町	R 5
④	高才第1地区	三股町	R 5
⑤	弘川第2-1期地区	都城市梅北町	R 5
⑥	牧之原2-2期地区	都城市乙房町	R 5
⑦	牧之原2-3期地区	都城市関之尾町	R 6
⑧	石山地区	都城市高城町	R 6
⑨	弘川第2-3期地区	都城市梅北町	R 6
⑩	弘川第2-2期地区	都城市梅北町	R 7
⑪	高才第3地区	都城市山之口町・三股町	R 8
⑫	江平第1-1期地区	都城市高崎町	R 9

これからどんどん  
 実施地区が完了していくね♪  
 畑かんの水を活用して都城  
 盆地地区の農業を私たちと  
 一緒にもっともっと  
 発展させましょう!



どの散水器具もたくさん  
 長所をもっているから、  
 ほ場の面積や作物の  
 種類によって1番適している  
 散水器具を考えよう!

# 組合員の皆さまへ

次のような時には、必ず土地改良区へご連絡ください。※書類の提出が必要です。

## 水の利用を開始するとき

### ●利用前に必ずご連絡ください。

水を利用する場合には申込みが必要です。なお、申込んだ畑について次年度も水利用する場合は、再度申込みの必要はありません。

※水利用の種別・場所を変更する際にも手続きが必要です。  
※無断での水利用は、盗水となります。

## 水の利用をやめるとき

### ●利用をやめる際にご連絡ください。

4月以降に水利用されない場合は、5月中旬までに休止の届出をお願いします。

※休止の届出がない場合は、賦課が継続されますのでご注意ください。  
※10月に賦課通知書を送付してから休止の連絡が多数ありますが、その年度までは賦課金を納付していただくこととなります。(翌年度より休止となります。)

## 組合員資格の変更があったとき

- 土地の所有権（売買・相続等）・耕作権の移動
- 住所の変更
- 組合員の死亡や農業者年金受給による経営移譲等

### ※ご注意を！！

上記のような時は、土地改良法第43条第1項により組合員から土地改良区へ届け出るように義務付けられています。

また、農地を取得する時に、その土地に滞納賦課金があるまま取得すると土地改良法第42条(権利義務の承継)により、新しく取得した方に滞納賦課金の納付義務が課せられますのでご注意ください。

★法務局や都城市・三股町、農業委員会への届出だけでは土地改良区の台帳は変更されません。  
必ず当土地改良区に届出をしてください。

上記の届出用紙及び口座振替依頼書は、当土地改良区以外に、

『都城市役所各総合支所 産業建設課』・『三股町役場 農業振興課』・『都城市役所 農産園芸課』  
『都城市役所 中郷地区市民センター』・『都城市役所 志和池地区市民センター』に置いてあります。

また、お電話をいただければ必要書類を送付いたします。

(※当土地改良区のホームページからダウンロードすることも可能です。)

ご意見、お問い合わせは・・・

## 都城盆地土地改良区

〒889-4601  
宮崎県都城市山田町山田3881番地7

TEL : (0986) 45-6695

FAX : (0986) 29-4457

E-mail : jimukyoku@miyakonojo-bonchi.jp

URL : <http://www.btm.ne.jp/~m-bonchi.lid/>

